

監査対象部局	瀬戸内市教育委員会備前長船刀剣博物館	
監査の名称と公表年月日	定期監査 平成 29 年 3 月 24 日	
監査執行年月日	平成 28 年 10 月 31 日から平成 28 年 11 月 18 日まで	
監査の結果	措置の内容	措置状況等 (通知を受けた日)
市長の承認を得ることなく、備前おさふね刀剣の里条例別表第 2 に定められていない者を対象とするなどして入場料の減額及び免除をしていることは適正を欠いており、市長の承認を得たり条例の別表に規定したりするなど是正する必要があると認められる。	平成 29 年 5 月 18 日決裁において、備前おさふね刀剣の里条例施行規則の一部改正により、適正に処理をし、是正をしています。	措置済 (H30. 5. 10)

監査対象部局	瀬戸内市教育委員会瀬戸内市立美術館	
監査の名称と公表年月日	定期監査 平成 29 年 3 月 24 日	
監査執行年月日	平成 28 年 10 月 31 日から平成 28 年 11 月 18 日まで	
監査の結果	措置の内容	措置状況等 (通知を受けた日)
市長の承認を得ることなく、市美術館条例別表第 1 に定められていない者を対象とするなどして観覧料の減額及び免除をしていることや特別展の観覧料を決定していることは適正を欠いており、市長の承認を得たり条例等の別表に規定したりするなど是正する必要があると認められる。	平成 29 年 4 月 1 日付けで瀬戸内市立美術館条例規則の一部改正をし、瀬戸内市立美術館が実施する特別展の観覧料に関する内規を設置することで是正をしています。また、観覧料の減免及び免除をしていること、特別展の観覧料を決定していることに対し、平成 30 年 11 月 30 日付の起案において、市長決裁を受けることで是正措置を講じています。	措置済 (H31. 1. 23)